

食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱

制 定 平成22年 8 月 9 日付け22総食第436号
一部改正 平成23年 5 月 2 日付け23総食第223号
平成23年 8 月31日付け23総合第1105号
平成24年 4 月 6 日付け23生産第6197号
平成25年 6 月28日付け25生産第1099号
平成27年 9 月30日付け27生産第1823号
令和元年 5 月 7 日付け31政統第 220号
令和 3 年 3 月29日付け 2 政統第2547号
令和 4 年 3 月23日付け 3 農産第3609号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 米に次ぐ主要な食糧である麦については、安定供給を図る観点から国が一元的に輸入しているところであるが、世界の麦の需給動向は、今後、ひっ迫傾向で推移することが予想されている。

このため、国全体として輸入麦の適正な備蓄水準を確保することが必要であり、食糧麦備蓄対策事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、食糧用輸入小麦の買受資格者による備蓄を促し、不測の事態が生じた場合においても、食糧用輸入小麦の安定供給を確保する。

(通則)

第2 食糧麦備蓄対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容)

第3 本事業において実施する事業の内容については、次の各号に掲げるものとし、事業実施主体については、毎年度、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める公募要領に基づき、本事業に応募した者の中から選定したものとする。

(1) 食糧麦備蓄対策事業

事業実施主体が、食糧麦備蓄対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）に基づき、食糧用輸入小麦を一定水準以上備蓄する場合において、当該食糧用輸入小麦の備蓄に係る費用の一部を助成する。

(2) 食糧麦輸送対策事業

事業実施主体が、事業実施計画に基づき、事業実施主体が保管する備蓄小麦の全部又は一部について農産局長が行う取崩し指示を受けて当該備蓄小麦を輸送する場合において、当該備蓄小麦の輸送に係る経費の一部を助成する。

(交付の対象及び補助率)

第4 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う第3の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度、農産局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9 事業実施主体は、第7第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様

式第2号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業の報告)

第12 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出し、指示を受けなければならない。

(概算払)

第13 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（農産局長）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(状況報告)

第14 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

ならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により、速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16 大臣は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第17 事業実施主体は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の経理）

第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、別表の経費の欄に掲げる各事業に係る経理を他の事業の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助事業の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定の取消等)

- 第19 大臣は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(交付決定額の下限)

- 第20 交付決定額の下限は、3,500万円とする。
- ただし、事業実施主体の選定を公募により行うときは、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第21 事業実施主体は、第5第1項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第10第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による概算払請求、第14の規定による状況報告、第15第1項の規定による実績報告、第15第3項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示、命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができ

きる。

- 4 事業実施主体が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(指導等)

第22 大臣は、本事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第23 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附則（令和4年3月23日付け3農産第3609号）

- 1 この通知は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、食糧麦備蓄対策事業実施要綱（平成22年8月9日付け22総食第435号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の食糧麦備蓄対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別記様式第 1 号（第 5 関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱第 5 の規定により、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（事業実施計画）
- 3 経費の配分及び負担区分

（単位：千円）

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助	自己負担	
食糧麦備蓄対 策事業				
食糧麦輸送対 策事業				
合 計				

（注） 1 補助事業に要する経費は、 4 における各事業の経費の配分及び負担区分の内訳の合計金額に一致する。

- 2 食糧麦備蓄対策事業の補助事業に要する経費は、年間需要量の 1.8 か月分の備蓄に要する経費であり、国庫補助金額と一致する。
- 3 負担区分は、別表に定める補助率による。
- 4 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかなでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 経費の配分及び負担区分の内訳
別添のとおり

5 事業の完了予定年月日 令和 年 3 月 3 1 日

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分して作成すること。
- 2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添

経費の配分及び負担区分の内訳

1 食糧麦備蓄対策事業

備蓄予定 倉庫名	所 在 地	備 蓄 数 量 の うち 補 助 対 象 数 量 ① (トン)	保管料 単価 ② (円/トン)	補助事業に 要する経費 ①×②×3 期×12月 (円)	備考
合 計		※1		(円) ※2 (千円)	

- (注) 1 本表は、補助を受け備蓄する小麦について記載する。
- 2 備蓄予定倉庫は、単価設定のある穀物サイロとする。
- 3 備蓄数量のうち補助対象数量の合計(※1)は、交付申請書における2の事業実施計画の補助対象数量と一致する。
- 4 保管料単価は、国土交通省届出単価を上限とする。
- 5 補助事業に要する経費の合計の下段欄(※2)は、千円単位で記入(切上げ)。また、同金額は、交付申請書における3の補助事業に要する経費と一致する。
- 6 工場直結の備蓄予定倉庫は「直結」、工場隣接の備蓄予定倉庫は「隣接」と備考欄に記載する。

2 食糧麦輸送対策事業

輸送月	搬出地	搬入地	距離 (km)	輸送数量 (トン) ①	輸送単価 (円/トン) ②	輸送経費 (円) ①×②
合 計						(円) ※ 1 (千円)
補助対象						※ 2 (千円)

- (注) 1 距離は、トラック輸送等、距離別に料金が設定されている場合のみ、搬出地と搬入地との間の輸送距離を記入する。
- 2 輸送単価は、国土交通省届出料金を計上するとともに、その根拠となった輸送業者による輸送料金に係る国土交通大臣への届出書（写）を添付する。
- 3 輸送経費欄の合計の下段欄（※ 1）は、千円単位で記入（千円未満切上げ）する。
- 4 補助対象の金額欄（※ 2）は、合計欄の 1 / 2 の額を記入（千円未満切捨て）する。
- 5 事業実績結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、搬出地から搬入地までの輸送単価及び輸送実績数量を確認することができる書類（例：運送事業者からの請求書等）を添付する。

別記様式第2号（第10関係）

令和○年度食糧麦備蓄対策費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○年○月○日付け○第○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注1）したいので、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

- （注） 1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 3 号（第13及び第14関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金概算払請求書（〇月分）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

食料安定供給特別会計
官署支出官 農林水産省農産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け第〇号で補助金の交付決定の通知があった事業について、食糧
麦備蓄対策費補助金交付等要綱第13の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概
算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告す
る。（注 2）

記

区分	総事 業費	国庫補 助 金 (A)	既 受 領 額 (B)		遂行状 況報告	今回請求額(C)		残額(A)－((B) ＋(C))		事業完了 予定年月 日	備考
			金額	出 来 高		金額	〇 月 〇 日 現 在 の 予 定 出 来高	金額	〇月〇 日までの予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載され
た事項について記載すること。
- 2 下線部は、第14第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表
中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複す
る部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その
他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサ
イトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 4 号（第14関係）

令和○年度食糧麦備蓄対策費補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○年○月○日付け○第○号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱第14の規定により、その遂行状況(令和○年○月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況(令和○年○月末日現在)				備 考
		令和○年○月末日ま でに完了したもの		令和○年○月末日以 降に実施するもの		
		事 業 費	出来高	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 農産局長が別に定めるところに基づき検量人の記名された受払台帳の写しを添付すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 5 号（第15関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱第15第 1 項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として補助金〇〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績 (単位：トン)

	計画	実績
年間備蓄数量 (2.3か月分)		()

(注) 実績欄の () 内数字は、事業実施主体の責に帰すべからざる事由を考慮した場合の実績である。

3 経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区分	補助事業 (1.8か月) に要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	自己負担 (B)	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了年月日 ○○年○○月○○日

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助					
自己負担					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
保管料合計					
(内訳)					

5 精算計算書

別添

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 添付書類については、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添

令和 年度食糧麦備蓄対策費補助金の精算計算書

事業実施主体名:

(単位:円)

交付決定額	
-------	--

(単位:円)

	4月分	5月分	6月分	7月分
既保管経費計算書請求累計金額				
保管料経費計算書請求金額 (①)				
残額				
国庫補助額 (②)				

	8月分	9月分	10月分	11月分
既保管経費計算書請求累計金額				
保管料経費計算書請求金額 (①)				
残額				
国庫補助額 (②)				

	12月分	1月分	2月分	3月分	年間計
既保管経費計算書請求累計金額					
保管料経費計算書請求金額 (①)					
残額					
国庫補助額 (②)					

(注)①の保管料経費計算書請求金額は、食糧麦備蓄対策事業実施要領様式7の保管料経費計算書の請求金額を記入する。

【実績報告書3関係】

(単位:円)

補助事業(1.8か月分)に要する経費 (A)=(①)の年間計	
うち国庫補助額 (B)=(②)の年間計	
うち自己負担額 (C)=(A)-(B)	

別記様式第 6 号（第15関係）

令和○年度食糧麦備蓄対策費補助金消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○年○月○日付け○第○号をもって交付決定通知のあった食糧麦備蓄対策費補助金について、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱第15第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---------------------------|---|---|
| 1 | 補助金等適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和○年○月○日付け第○号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
| | (3の金額から2の金額を減じて得た額) | | |

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべて

の構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する

場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別 表

区 分	経 費	内 容	補助率	軽微な変更
食糧麦備蓄対策費補助金	事業実施主体が次に掲げる事業を行うのに要する経費			
	1 食糧麦備蓄対策事業	事業実施主体が事業実施計画に基づき、事業実施主体の年間需要量の 2.3 か月分以上の食糧用輸入小麦を年間を通じて備蓄した場合に、年間需要量の 1.8 か月分の食糧用輸入小麦を年間を通じて備蓄するのに必要な保管料の助成	定額	事業実施計画の変更又は経費の欄に掲げる経費の増額に係る変更以外
	2 食糧麦輸送対策事業	事業実施主体が事業実施計画に基づき、事業実施主体が保管する備蓄小麦の全部又は一部について農産局長が行う取崩し指示を受けて当該備蓄小麦を輸送した場合に、当該備蓄小麦の輸送に係る経費の助成	1 / 2	事業実施計画の変更又は経費の欄に掲げる経費の増額に係る変更以外